

諮問第 1233 号
令和 3 年 12 月 8 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方

諮問第 1233 号

固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方

1 諮問理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）の施行により、令和 3 年 4 月 1 日から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが可能となった。これを受けて NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提供開始を令和 4 年度第 4 四半期以降に予定しているところ、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方を検討する必要がある。

また、NTT 東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話網（以下「PSTN」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が令和 7 年頃に維持限界を迎える中で、令和 4 年度以降、PSTN から IP 網へ疎通ルートの切替が行われる予定である。このような IP 網への移行に当たり、IP 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方及び IP 網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方を検討する必要がある。

さらに、令和 3 年 7 月の貴審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」において、災害時用公衆電話に係る補填について、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない範囲で検討を進めることが必要等の提言を受けており、具体的な補填の範囲等について、検討を行う必要がある。

以上により、固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方
- (2) IP 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
- (3) IP 網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
- (4) 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方
- (5) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和 4 年 9 月目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。